

宮古島市障害者相談支援事業業務委託仕様書

1 委託業務名 宮古島市障害者相談支援事業

2 委託期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3 目的 障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、相談支援事業を実施するに当たっては、協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進する。

4 委託条件

(1) 令和8年1月1日時点において、指定一般相談支援事業所又は指定特定相談支援事業所の指定を受けている宮古島市内の事業所。

(2) 障害者相談支援事業を行うために、下記の①又は②のいずれかに該当するものを2名専従で配置するものとする。尚、専従の定義はその事業に勤務時間の8割以上従事することである。

① 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、正看護師の国家資格を有し障害者の相談・援助業務の経験がある者。

② 相談支援従事者初任者研修を終了した者。

(3) 受託にあたり、宮古島市内に相談事業所を開設し利用者が利用しやすい環境を整える事。

(4) 運営に関する事

① 開所日について

開所時間は8:30～17:15を基本とし、業務時間外においては、緊急連絡体制（携帯電話等による体制も可）を確保すること。

② 専従勤務時間外で行える計画相談は一担当者当たり30件を上限とする。また、30件を超過する場合は、必ず、障がい福祉課と協議のうえ、調整を図ることとする。

③ 令和8年4月1日付けで2人目の相談員の配置が不可能な場合、契約開始後3ヶ月以内に配置すること。その際の人件費は、障がい福祉課へ配置報告のあった翌月より算定する。

④ 苦情解決体制の設置について

相談支援事業所は、苦情解決体制を設置するものとし、中立性・公平性の確保の観点から、相談支援事業所の職員及び相談支援事業所を受託した法人の関係者は、当該体制における第三者委員及び第三者協力員にはなれないものとする。

⑤ 相談支援事業所及び設備に関する費用はすべて受託者で準備するものとする。

5 委託業務内容

以下の業務内容について委託を行う。尚、事業の遂行にあたっては、市長より交付された「職員身分証」を身につけること。

(1) 宮古島市障害者相談支援事業

同事業は、各般の生活課題について障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言等、その他の障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止及びその早期発見の為の関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護の為に必要な次の支援とする。

① 福祉サービスの利用援助（相談、情報提供等）

ア. 困り事等の生活相談

イ. 障害福祉サービス及び各種制度等の情報提供及び利用申請の支援

ウ. その他必要な保健医療サービス、民間サービス等の利用支援

② 社会資源を活用する為の支援（各種支援施策に関する助言・指導等）

ア. 生活情報の提供（交通、住宅、買い物、その他）

イ. 福祉機器等に関する助言、使用支援等

ウ. 住宅改修に関する助言等

③ 社会生活力を高める為の支援

・身だしなみ、健康管理などの社会生活を高める為の助言、指導等

④ ピアカウンセリング ※可能な範囲で実施

・障害者自身がカウンセラーとなって行う際に、社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対する個別、集団における支援

⑤ 権利擁護の為に必要な支援

・虐待の防止及びその早期発見の為の関係機関との連絡調整等

・身体障害者、知的障害者、精神障害者等で日常的な判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるようにするための支援

ア. 日常生活自立支援事業や成年後見制度等の利用支援

イ. 行政手続に関する支援等

ウ. 日常的金銭管理に関する助言

⑥ 専門機関の紹介

・障害者等のニーズに応じて職業安定所、医療機関、保健所等専門機関等の紹介

⑦ 定例会及び専門部会に関する業務

ア. 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整

イ. 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議

（自立支援協議会専門部会に参加し中心的な活動を実施すること）

ウ. 地域の社会資源の開発及び改善

⑧ イベント等の企画・運営

・障害者等の福祉についての関心と理解を深め、障害者等があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高める為のイベント等の企画・運営

⑨ 宮古島市基幹相談支援センターとの連携

・障害者等への支援及びその他について問題等が発生した際には、宮古島市基幹相談支援センターに報告し、指導又は助言を受けること。

- ・宮古島市基幹相談支援センターから支援内容等の依頼を受けた際には速やかに支援記録を文書にて提出すること。
- ・宮古島市基幹相談支援センターから支援依頼のあった障害者等に関しては、受け入れること。受入が困難な場合は、相談支援事業所間で調整すること。

6 成果等の報告

- ① 毎月の相談状況報告を指定様式に記入し、翌月10日までに障がい福祉課へ報告すること。
(別紙「宮古島市相談支援事業所報告書」記入要領に準ずること)
- ② 苦情・事故等の発生時は速やかに障がい福祉課へ報告すること。